　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　南アルプス市子どもの生活支援事業業務委託仕様書

南アルプス市子どもの生活支援事業業務委託について、「生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業の推進について」（平成３１年３月２９日社援地発0329第10号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）に基づき、次の通り仕様を定める。

１　事業の目的

（１）生活困窮世帯の子ども１人ひとりのニーズや課題に応じた居場所や機会の提供を通じ、子どもの自尊感情の醸成や、生活全般にわたる能力の獲得を後押しする。

（２）子どもとその世帯への包括的な支援体制を関係機関や地域住民とともに構築することで、市の地域福祉計画の基本理念に掲げる「ともに生き支え合う地域づくり」を促進する。

２　契約期間

　　令和４年４月１日　から　令和７年３月３１日　まで

３　支援の対象者

南アルプス市に住所を有する次の世帯に属する小学生、中学生及び高校生世代等で、自立相談支援機関が対象者と判断した者。（以下「対象者」という。）

（１）児童扶養手当を受給する世帯

（２）生活保護受給世帯

（３）就学援助費を受給する世帯

（４）生活困窮者自立相談支援事業を利用する世帯

（５）上記（１）～（４）の世帯と同程度の収入の世帯

（６）その他、経済的な困窮に関わらず、子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する支援が必要と自立相談支援機関が判断した世帯

４　業務の内容

　（１）個別支援に関すること

ａ　対象者や保護者等と面接、訪問、同行支援や及び関係機関との連絡調整等を通じ,

継続的な関わりを持つための信頼関係の構築を図る。

ｂ　ａにより対象者やその世帯の学習、生活、養育環境その他子どもの将来の自立に関するニーズや課題を把握し、これらを包括的に支援するための個別の支援計画を作成する。

ｃ　作成した計画と地域の実情に応じ、創意工夫した支援を実施する。

ｄ　計画の進捗について自立相談支援機関に適宜報告し協議を行い、支援の量的及び質的な成果の向上を図る。

（２）参加支援に関すること

ａ　対象者に応じたオーダーメイドの支援を展開するため、多様な地域資源の開拓を行う。

ｂ　地域住民等に事業を周知し、連携、協力を求めるとともに、必要に応じ対象者に関する情報共有を行う。

ｃ　地域住民等の子どもの居場所づくりその他子どもの生活習慣・育成環境の改善に資する活動について、自立的、継続的な運営の援助を行う。

（３）個別支援と参加支援のつながりに関すること

ａ　地域住民等が対象者の支援の担い手や協力者（以下「担い手」という。）になるための知識の習得及び活動の啓発を目的とした研修等の企画及び運営を行う。

ｂ　担い手に対し、必要に応じて対象者の支援に資する視点や知識（対象者と社会との接点になる存在となること、対象者やその世帯にある課題に気づくこと、個人情報の取扱い等）について助言、指導を行う。

ｃ　対象者と関係機関及び地域住民等との連絡調整を行い、相互の交流を活性化することで、地域に新たな活躍の機会の開発を促す。

（４）事業の適切な運営・実施に関すること

事業進捗状況や事業運営の改善等協議する機会として少なくとも月に１回自立相談支援機関と受託事業者間で協議を行う。

５　支援実施場所

受託事業者は、対象者、地域住民等、自立相談支援機関及び市内外の関係先との往来及び連絡調整に支障のない場所を確保し支援を実施することとする。居場所の提供や体験学習等については、内容に応じて受託事業者が確保した場所にて支援を実施する。なお、事務所等の整備にあたり必要となる備品等並びに車両等については、受託事業者において確保すること。

６　事業担当者

（１）別表1の通り、２名以上の人員を配置すること。

（２）事業担当者は事業の目的に則り、社会福祉、居場所の運営、対象者の支援を適切に行うことができる専門的な知識を有する者でなければならない。

７　事業計画及び実績報告

（１）受託事業者は、契約締結後すみやかに実施体制を含む当年度の事業計画を市に提出すること。

（２）受託事業者は、ａの事業計画を踏まえ、当該年度終了後１０日以内に当年度の事業実績報告を市に提出すること。

８　委託料

（１）委託料は、年度ごとに支払う。

（２）委託料は、実績報告について市で検査した後、受託事業者からの請求に基づき支払うものとする。

（３）市は、契約金額以外に費用を負担しない。受託事業者は、生活困窮者に費用の負担を求めてはならない。

９　業務の適正な実施等に関する事項

（１）受託事業者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により市の承認を得た場合には、当該業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

（２）受託事業者は、本委託業務執行にあたり知りえた情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いに関しては個人情報保護法及び南アルプス市個人情報保護条例を遵守し、関係機関と個人情報を共有する場合には、対象者へ十分な説明を行い、同意を得ておく等、個人情報の適切な取扱い、書類等の管理を含めたセキュリティ面における徹底を図ること。

（３）受託事業者は、本事業の提供により賠償すべき事故等が発生した場合の対応について、必要な措置を講ずること。

（４）市が受託事業者に対し、本業務に関する情報の開示を求めた場合には、受託事業者はこれに協力する義務を負うこと。

10　業務の引き継ぎ

この契約の履行期間が満了するとき又は業務委託契約書に基づく契約の解除があるときは、受託事業者は、業務の遂行に関する留意事項等を取りまとめた引継書を作成し、市に引き渡すものとする。

11　その他

本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書の定めのない事項については、市及び受託事業者が協議の上決定する。

別表：人員配置表

|  |  |
| --- | --- |
| 担当 | 業務・役割 |
| 個別支援員 | ・主として個別支援を推進すること。  ・1人以上を常勤で配置すること。 |
| 地域支援員 | ・主として地域支援を推進すること。  ・1人以上を配置すること。  ・勤務形態は問わない。 |
| その他の支援員 | ・上記のほか、事業実施に必要な人員を配置すること。 |